

「新たな社会資本整備重点計画の骨子」

政策課題、プログラムの整理とは異なる視点(緊急性、重要性)から、計画期間内に重点的・優先的に実施する事業に関する、以下のような「選択と集中」の基準を明示する。

- ① 今整備をしないと国際競争力を著しく喪失するおそれのあるもの
- ② 今整備をしないと将来世代に大きな負担を課すおそれのあるもの
- ③ 今整備をすることで大きな経済効果をあげるもの
- ④ 今維持管理(更新)を行わないと将来極めて危険となるおそれがあるもの

なお、上記以外に、例えば条件不利地域の自立・活性化支援に向けた事業等緊急性とは別の観点から、必要性が考慮されるべきものもあることに留意する必要がある。

前回計画部会の議論を踏まえた見直し案

国土保全、安全・安心の確保、離島等の条件不利地域の自立・発展・活性化の支援等、不断の取組を進めていくべきものがあることを前提としつつ、計画期間においては、以下の「選択と集中」の基準に沿って、重点的に事業を実施する。

- ① 今整備をしないと、大規模又は広域的な災害リスクを低減できないおそれのあるもの。
- ② 今整備をしないと、国際競争力を著しく喪失するおそれのあるもの。
- ③ 今整備をしないと、低炭素・循環型社会をはじめとする「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の実現に大きな支障をもたらすおそれのあるもの。
- ④ 今維持管理・更新を行わないと、将来極めて危険となるおそれのあるもの。